

千葉商科大学付属図書館における国立国会図書館 「図書館向けデジタル化資料送信サービス」利用内規

（目 的）

第1条 この内規は、千葉商科大学付属図書館（以下「図書館」という。）における国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」（以下「資料送信サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用者）

第2条 資料送信サービスを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、千葉商科大学付属図書館規程第9条第1号から第3号に掲げる者とする。

2 資料送信サービスの利用を希望する者は、学園が発行する身分証明証又は学生証を提示しなければならない。

（利用目的）

第3条 資料送信サービスは、教育、研究、学習の用に供することを目的とする場合に限って利用することができる。

（利用時間）

第4条 資料送信サービスの利用時間は、図書館の定める時間とする。

2 前項にかかわらず、次の号に掲げる日は資料送信サービスの利用を休止する。

(1) 休館日

(2) 館長が特に必要と認めた日

（閲覧利用）

第5条 資料送信サービスによって提供される資料のデジタル化画像（以下「資料画像」という。）の閲覧は、図書館内の所定の場所において所定の機器（以下「閲覧機器」という。）により行うものとする。

2 利用者の行う閲覧機器の操作は、資料の検索及び資料画像の閲覧に限るものとし、それ以外の操作は図書館職員が行うものとする。

（複写利用）

第6条 資料画像の複写は、利用者の求めに応じて、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第31条の規定に基づき、図書館職員が管理用端末を用いて行うものとする。

2 国立国会図書館から複写についての指示がある場合は、その指示に従うものとする。

（遵守事項）

第7条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第5条第2項に定める以外の閲覧機器の操作を行わないこと。

(2) 利用の際は、図書館職員の指示に従うこと。

（その他）

第8条 その他資料送信サービスの利用については、国立国会図書館が定める「図書館等向けデジタル化資料送信サービス利用条件」に従うものとする。

（事 務）

第9条 この内規に関する事務は、研究支援課が行う。

(内規の改廃)

第 10 条 この内規の改廃は、図書館運営委員会の議を経て学長が行う。

付 則

この内規は、2019年 6 月 5 日から施行する。

付 則 (2022 年 8 月 24 日改正)

この内規は、2022 年 10 月 1 日から施行する。

付 則 (2024 年 7 月 3 日改正)

この内規は、2024 年 7 月 3 日から施行する。